

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：34420

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780518

研究課題名(和文) 犯罪・非行からの「社会復帰」過程と教育的「支援」をめぐる社会学的研究

研究課題名(英文) A Sociological Study on Educational Support for Rehabilitation from Crime

研究代表者

平井 秀幸 (HIRAI, Hideyuki)

四天王寺大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：00611360

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、犯罪・非行からの「社会復帰」過程について、教育社会学・矯正教育学の観点から経験的に明らかにするものである。  
現代日本と海外の比較調査、犯罪からの「立ち直り」に関する理論的探究、社会復帰のあり方をめぐる歴史的研究、などの複数のアプローチを用いることで、期待される教育的支援の在り方を探ることができた。

研究成果の概要(英文)：This study conducts empirical research on the process of rehabilitation from crime and delinquency from the viewpoints of educational sociology and correctional education. The promising way of educational support is examined through the research, utilizing several approaches such as comparative research between contemporary Japan and other countries, theoretical exploration of desistance from crime, and historical study on the way of desirable rehabilitation.

研究分野：社会学

キーワード：犯罪 非行 社会復帰 支援 矯正教育

### 1. 研究開始当初の背景

国内・国外を問わず、教育社会学において少年犯罪・非行をめぐる問題は長らく重要な研究対象の一つとなってきた(北澤編 2010)。

第一に、少年犯罪・非行の「実態論」ともいべき研究潮流が発展した。そこでは、計量的手法を中心とした犯罪・非行の原因論が伝統的に蓄積されたほか、近年においては逸脱の「凶悪化」をめぐる公式統計論争に代表されるように、少年非行「政策」論への展開も積極的に行われた(広田 2001)。

第二に、少年犯罪・非行の「関係論」ともいべき研究潮流が存在した。そこでは、ラベリング論・構築主義に基づく逸脱の相互作用過程や構築過程が伝統的に探求されたほか、近年においては逸脱の「医療化」をめぐる言説研究群に代表されるように、少年非行「統制」論への貢献も意欲的になされた(赤羽 2007)。

こうした広範かつ豊かな研究成果(「社会化」過程に潜む逸脱性の解明)にもかかわらず、管見によれば、教育社会学の犯罪・非行研究が決定的に欠いてきた問題関心が存在する。それは、少年が犯罪・非行者になった“その後”——「社会復帰」過程についてのまなざしである。犯罪・非行少年の再社会化過程に相対的に無関心であった点において、教育社会学は「実態論」や「過程論」において批判対象であったマスコミ報道や非行政策と問題点を共有していたのではないか。

ただし、近年においてそうした研究動向に注目すべき変化が見られる。最も重要なのは、研究代表者もそのメンバーとして参加した「矯正施設における教育」研究会(以下、「施設研」と略記、代表:広田照幸日本大学教授)による少年院の教育社会学的研究であろう(広田ほか編 2012)。「施設研」の研究は、いくつかの少年院における長期のフィールドワークを通して収容少年の相互作用過程を解明したこと、全国の少年院を対象とした質問紙調査によって矯正職員の意識や更生への教育プログラムの影響を把握したこと、など幾つの特筆すべき知見を産出した。それは、法務省管轄の少年院の教育に関する、ほぼ日本初の外部教育研究者による学術調査であったことに加え、研究成果としての学術書籍(広田ほか前掲書)の発行等により、教育社会学にも多大なインパクトを与えた。また、“開かれた矯正”に向けた「アカウントビリティ」の保証や、“証拠に基づく矯正”を支える「エビデンス」の産出、といった政策的要請に応えるものでもあった。

しかし、「施設研」の研究は同時に、以下の二つの深刻な問題点をはらむものでもあった(こうした問題点は申請者のこれまでの研究にもあてはまる)。第一に、それが犯罪・非行少年の「社会復帰」過程のうち、「施設内」での教育/学習過程しか念頭に置いている点である。少年にとっての「更生」やそのための教育/学習は、言うまでもなく施設

内矯正教育において完結されるわけでは決していない。むしろ「社会復帰」をめぐる教育/学習課題は、施設退院後の“社会内”においてこそ困難化するといえよう。

第二に、施設内教育に関しても、実態解明のレベルに留まっているという点である。確かに、「施設研」の研究は少年院教育の現時点における全体像の素描には成功している。しかし、そうした教育的「支援」の“現状”がどのような来歴を持ち(歴史的視点)、グローバルな動向と比較してどのような特色と問題点を有し(比較的視点)、現代の社会変動やそれと格闘する社会・規範理論といかなる関係にあるのか(理論的視点)、には関心が払われない。時間的・空間的・理論的な評価軸をもたない実態解明は、容易に保守的/現状肯定的な“御用研究”へと墮してしまふ。「施設研」の実践的・政策的インプリケーションは、少年院教育の実態とその更なる充実を無批判に称揚する素朴機能主義的研究といべきものとなっており、その帰結として、「社会復帰」過程の「支援」の一翼を担うものとして期待される現状の矯正教育の“問題点”を剔出したうえでその解決を提言する規範的志向性は後景化している(政策的視点)。

本研究では、以上の研究動向と申請者自身のこれまでの研究成果(問題点)を踏まえ、施設退院後も継続する犯罪・非行少年の「社会復帰」過程に関する教育的「支援」のあり方について、特に「歴史」「比較」的視点に基づく実態解明を踏まえた「理論」構築と「政策」提言を目指す。

### 2. 研究の目的

本研究は、犯罪・非行少年の「社会復帰」過程における多様性や困難性を社会学的観点から明らかにし、彼らへの教育的「支援」のあり方を展望することを目的とする。特に、施設内処遇(少年院における矯正教育)に留まらない社会内処遇(地域での保護観察等の教育的「支援」)まで包含した「社会復帰」の全体像を射程に入れる点に本研究の特色がある。また、単なる実態解明に留まらず、そうした「社会復帰」や「支援」が有する「歴史的経緯や、諸外国との「比較」的特性を考慮したうえで、既存の学術研究における「社会復帰」理解を批判的に刷新する「理論」的貢献と、「社会復帰」に取り組む犯罪・非行少年の多様なニーズを踏まえた教育的「支援」のあり方を広く国内外の実践へと提言する「政策」的貢献、の二つの学術貢献が強く志向されている。

### 3. 研究の方法

施設内から社会内に継続される矯正教育に関する五つの方法的課題を設定する。

第一に、犯罪・非行少年の「社会復帰」過

程と、その教育的「支援」に関する“フィールドワーク”を行うことで、施設退院後も含んだ「社会復帰」の動態の実態を明らかにする。

第二に、上記「社会復帰」過程における教育的「支援」に関する“歴史研究”を行うことで、現代矯正教育がおかれた歴史的な文脈を把握する。

第三に、上記「社会復帰」過程における教育的「支援」の“国際比較調査”を実施することで、日本の矯正教育が有する特殊性と普遍性を理解する。

第四に、上記「社会復帰」過程と、その教育的「支援」に関する“理論的考察”を行う。「社会復帰」に関する先行理論を批判的に考察し、少年の多様なニーズを踏まえた「支援」のあり方を、最先端の社会・規範理論を念頭に置きながら理論化する。

第五に、第一～第四の研究成果を踏まえ、問題解決志向と政策志向を強く有した業績を学術論文、書籍等のかたちで出版するほか、実務家、研究者等との連携のもとに国際シンポジウムを開催し、本研究の成果を広く（国際）社会に問う。

#### 4. 研究成果

「3」で述べた方法的課題に即した形で簡潔に研究成果の概要を述べる。

第一に、犯罪・非行少年の「社会復帰」過程と、その教育的「支援」に関する“フィールドワーク”に関しては、例えば下記の雑誌論文④・⑤に代表されるように、少年院とその出院後の社会復帰過程を質的フィールドワークを通して明らかにした。

第二、「社会復帰」過程における教育的「支援」に関する“歴史研究”に関しては、例えば下記の雑誌論文②・⑥に代表されるように、薬物使用への事後的統制を対象として、薬物事犯者が社会内を中心としてどのような処遇を受け、それがいかなる歴史的な社会変動と結びついてきたのかを明らかにした。

第三に、「社会復帰」過程における教育的「支援」の“国際比較調査”に関しては、例えば下記の雑誌論文⑩に代表されるように、カナダと日本の犯罪者処遇や刑事司法システムにおけるアイデンティティ管理のあり方の比較について、理論的かつ実証的な検討を行った。

第四に、「社会復帰」過程と、その教育的「支援」に関する“理論的考察”に関しては、例えば下記の雑誌論文⑦・⑨に代表されるように、新自由主義と犯罪者処遇や社会復帰との関係性について、後期フォーコーの著作を批判的に読み解くことを通して分節化した。

第五に、問題解決志向と政策志向を強く有した業績を学術論文、書籍等のかたちで出版するほか、実務家、研究者等との連携のもとに国際シンポジウムを開催し、本研究の成果を広く（国際）社会に問う、と言う課題に関

しては、例えば下記の学科発表③や図書③に代表されるように、研究成果をまとめた単著を出版したほか、海外の研究者とのシンポジウムを企画し、参加・報告を行うことで広く国際的に研究成果を発信することができた。

#### <引用文献>

- ① 赤羽由紀夫, 2007, 「少年非行における医療化と厳罰化」『犯罪社会学研究』32: 104-118.
- ② 広田照幸, 2001, 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会.
- ③ 広田照幸ほか編, 2012, 『現代日本の少年院教育』名古屋大学出版会.
- ④ 北澤毅編, 2007, 『リーディングス日本の教育と社会⑨、非行・少年犯罪』日本図書センター.

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文] (計 11 件)

- ① 平井 秀幸, 「ポスト・リスクモデルの犯罪者処遇へ? ——新自由主義・レジリエンス・責任化」『犯罪社会学研究』、査読無、41号、2016、26-46
- ② 平井 秀幸, 「『遅滞』と『持続』——1970年代の薬物使用と『介入/処遇』をめぐる歴史社会学的考察」『四天王寺大学紀要』、査読有、62号、2016、95-122
- ③ 平井 秀幸, 「犯罪・非行からの『立ち直り』を再考する——『立ち直り』の社会モデルをめざして」『罪と罰』査読無、53巻3号、2016、121-140
- ④ 平井 秀幸, 「『自分のせい』と『人のため』から、『クソりのせい』と『自分のため』へ——少年院における『矯正教育プログラム(薬物非行)』の質的分析」『四天王寺大学紀要』、査読有、61号、2016、7-39
- ⑤ 平井 秀幸, 「いかにして『当事者』は『仲間(ピア)』になるのか? ——少年院における『矯正教育プログラム(薬物非行)』の質的分析」『四天王寺大学紀要』、査読有、60号、2015、113-145
- ⑥ 平井 秀幸, 「『移植』と『転移』——1960年代の薬物使用と「介入/処遇」をめぐる歴史社会学的考察」『四天王寺大学紀要』、査読有、59号、2015、63-99
- ⑦ 平井 秀幸, 「『規律から管理へ』テーゼを解除する」『四天王寺大学紀要』査読有、58号、2014、441-468

- ⑧ 平井 秀幸、「『回復の脚本』を書くのは誰か?」『支援』、査読無、4号、2014、153-158
- ⑨ 平井 秀幸、「新自由主義的規律としての認知行動療法——理論刑罰学における規律の位置価」『四天王寺大学紀要』査読有、57号、2014、111-136
- ⑩ Dawn Moore and Hideyuki Hirai, “Outcasts, performers and true believers: Responsibilized subjects of criminal justice” *Theoretical Criminology*, 査読有, 18 卷 1, 2014, 5-19
- ⑪ 平井 秀幸、「『承認』と『保障』の共同体をめざして——草創期ダルクにおける『回復』と『支援』」『四天王寺大学紀要』査読有、56号、2013、95-120

[学会発表] (計8件)

- ① 平井 秀幸、「薬物事後統制の経験的分析に向けた方法論的検討」、2017、2016年度第二回保健医療社会学会関西定例研究会 (於大阪市立大学)
- ② 平井 秀幸、「矯正教育における『更生的風土』の形成：社会学の立場から——昭和52年矯正局長依命通達を中心に」、2016、第75回日本教育学会 (於北海道大学)
- ③ Hideyuki Hirai, “In the Name of Protecting Prisoners’ Rights: Understanding Prisoners’ Experience of Responsibilization and Bulimic Empowerment in Contemporary Japan,” 2016, WORKSHOP ON: Critical Prison Studies, Carceral Ethnography, and Human Rights: From Lived Experience to Global Action (at Oñati International Institute for the Sociology of Law)
- ④ 平井 秀幸、「リスクと犯罪者処遇——リスクと／からレジリエンスへ」、2015、第42回日本犯罪社会学会 (於横浜桐蔭大学)
- ⑤ 南 保輔・平井 秀幸、「『やめる』と言える自分をつくる——『矯正教育プログラム(薬物非行)』の質的分析(3)」、2015、第88回日本社会学会 (於早稲田大学)
- ⑥ 平井 秀幸・南 保輔、「『自分のせい』と『人のため』から、『クスリのせい』と『自分のため』へ——「矯正教育プログラム(薬物非行)」の質的分析(4)」、2015、第88回日本社会学会 (於早稲田大学)

- ⑦ 平井 秀幸・南 保輔、「なぜ『ピア(仲間)』を信頼できるようになるのか?——『矯正教育プログラム(薬物非行)』の質的分析(1)」、2014、第87回日本社会学会 (於神戸大学)
- ⑧ 南 保輔・平井 秀幸、「グループワークを中心とするプログラムにおけるグループづくりの相互作用分析——『矯正教育プログラム(薬物非行)』の質的分析(2)」、2014、第87回日本社会学会 (於神戸大学)

[図書] (計6件)

- ① 平井 秀幸、晃洋書房、「社会病理学——その困難性とどう向き合うのか」大関雅弘編『現代社会への多様なまなざし』、2017、79-93
- ② 平井 秀幸、ナカニシヤ出版、「刑務所で『ブルー』になる——『不自由』なフィールドワークは『不可能』ではない」前田拓也ほか編『最強の社会調査入門』、2016、144-158
- ③ 平井 秀幸、世織書房、『刑務所処遇の社会学——認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』、2015、399
- ④ 平井 秀幸、有斐閣「犯罪学における未完のプロジェクト——批判的犯罪学」岡邊健編『犯罪・非行の社会学』2014、189-211
- ⑤ 平井 秀幸、有斐閣「『犯罪・非行からの『立ち直り』?——社会構想への接続』」岡邊健編『犯罪・非行の社会学』2014、251-274
- ⑥ 平井 秀幸、知玄舎「薬物依存からの『回復』をどう理解するか」ダルク研究会編著 (南保輔・平井秀幸責任編集)『ダルクの日々——薬物依存者たちの生活と人生』2013、13-35

[産業財産権]

- 出願状況 (計0件)  
なし
- 取得状況 (計0件)  
なし

[その他]

- ホームページ等  
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平井 秀幸 (HIRAI Hideyuki)

四天王寺大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：00611360